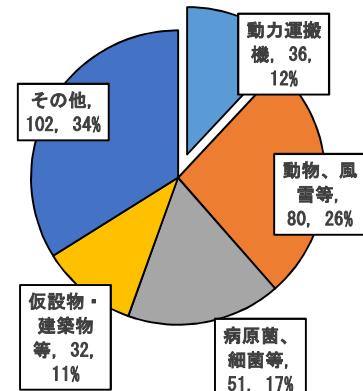


# 労働災害

令和4年に苦小牧労働基準監督署管内で発生し、6月末までに報告のあった休業4日以上の労働災害のうち、トラックやフォークリフト、コンベヤー等の動力運搬機を使用中の労働災害が全体の1割以上(36件)を占めています。以下の内容に留意して、動力運搬機による労働災害防止対策を徹底してください。



## ■ トラックに起因する労働災害防止対策

動力運搬機による労働災害のうち、トラックが原因となる労働災害が約7割を占めています。

荷の積み下ろし中に荷台から墜落する災害が多数発生しており、以下について対策をお願いします。

- 荷台端付近で背を荷台外側に向けない、後ずさりしない。
- 荷台上での作業の際は、あおりに取り付ける簡易作業床や移動式プラットホーム等を使用する。
- 荷台への昇降は、昇降設備を使用する。
- 墜落時保護用の保護帽を着用する。
- 耐滑性のある靴を着用する。

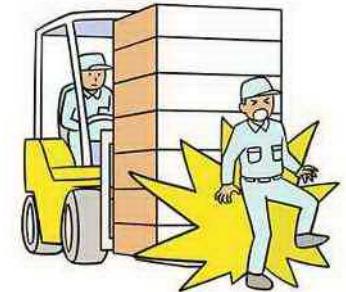


## ■ フォークリフトに起因する労働災害防止対策

動力運搬機による労働災害のうち、フォークリフトが原因となる労働災害が約1割を占めています。

走行中のフォークリフトと労働者が接触する災害当等が発生しており、以下について対策をお願いします。

- 法定の資格を有する者に運転させる。  
最大荷重1トン以上のフォークリフトの運転：技能講習修了者  
最大荷重1トン未満のフォークリフトの運転：特別教育受講者
- 運転中のフォークリフトや運転している荷に接触するおそれのある箇所に労働者を立ち入らせない。
- 作業場所の広さ及び地形、機械の種類及び能力、荷の種類及び形状に適応し、運行経路及び作業の方法が示されている作業計画を定める。
- 荷のつり上げや労働者の昇降等に使用しない。
- 駐停車時は、フォークを最低降下位置に置き、原動機を止めてブレーキを確実にかける等、逸走防止措置を講じる。



## ■ コンベヤーに起因する労働災害防止対策

動力運搬機による労働災害のうち、コンベヤーが原因となる労働災害が約1割を占めています。

コンベヤーにトラブルが生じ、これを調整中にコンベヤーに巻き込まれる災害等が発生しており、以下について対策をお願いします。

- 調整作業時は機械の運転を停止し、他の者による誤起動防止のため、起動装置に表示板を取付ける。
- 歯車やプーリー、ベルト等の危険箇所には、巻き込まれ防止のための覆いを設ける。
- コンベヤーの全長にわたり、ロープ型の非常停止装置を設ける。
- 機械管理担当者が、覆いや非常停止装置等の安全設備が有効な状態であることを確認する。